

「ご契約のしおり」正誤表

緑色の表紙「ご契約のしおり」(特定養老保険)

お客さまが加入されたご契約に対する本正誤表の該当箇所は、次のとおりです。

なお、お客さまのお手元にあります「ご契約のしおり」には、本正誤表（2ページ以上のもの）または別の正誤表（1ページのもの）が既に差し込まれている場合があります。

その場合には、大変お手数ではございますが、お手元にあります「正誤表」が1ページのときには、その内容について、今回、お送りした正誤表の内容も合わせて記載させていただいておりますので、それについては破棄していただき、本正誤表を「ご契約のしおり」とともに大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

また、お手元にあります「正誤表」が2ページ以上のときには、今回、お送りしたものと内容は同じものですので、どちらかの「正誤表」を「ご契約のしおり」とともに大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

	特定養老保険
正誤表 ホ00060-1の上段 (P10の正誤)	○ (注)
正誤表 ホ00060-1の下段 (P34の正誤)	○
正誤表 ホ00060-2 (P50の正誤)	○ (注)
正誤表 ホ00060-3 (P154～155の正誤)	○

(注) 特約を付加されたお客さまに限ります。

(ご参考)

- 本正誤表は、平成19年12月12日のプレスリリース（報道機関向けの公表）の内容に基づきお届けしております。詳しくは、かんぽ生命ホームページ（<http://www.jp-life.japanpost.jp/>）にも掲載しておりますので、ご覧ください。
- 本正誤表は、ご契約の締結を確認させていただいた上で、お届けしておりますので、お申込みの日からお届け日まで時間を要する場合がありますことをご容赦ください。
- 「ホ00060」は、弊社の本冊子（ご契約のしおり）の管理番号です（（ご契約のしおり）の裏表紙に記載されているものです）。

緑色の表紙「ご契約のしおり」(特定養老保険)

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いいたします。

P 1 0 【誤】

お願いとお知らせ

2 保険金の加入限度額

(2) 特約の加入限度額

特約の加入限度額は、被保険者1人について次のとおりとなります。ただし、特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内となります。

○災害特約については、1,000万円です。

○傷害入院特約については、災害特約とは別に1,000万円です。

P 1 0 【正】

お願いとお知らせ

2 保険金の加入限度額

(2) 特約の加入限度額

特約の加入限度額は、被保険者1人について次のとおりとなります。ただし、特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内となります。

○災害特約及び介護特約については、合わせて1,000万円です。

○傷害入院特約、疾病入院特約及び疾病傷害入院特約については、災害特約及び介護特約とは別に、合わせて1,000万円です。

P 3 4 【誤】

第5 ご契約の解約と返戻金のお支払い

1 ご契約の解約

なお、解約は、保険料のお払込みを要しなくなるなど一部の場合を除き、月ごとの契約応当日にその通知があったときは、直後の月ごとの契約応当日の前日にその効力が生じます。

以上のことから、解約の通知があった日からその解約の効力が生じるまでの間に保険金の支払事由が生じ、保険金をお支払いする場合がありますので、詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

P 3 4 【正】

第5 ご契約の解約と返戻金のお支払い

1 ご契約の解約

なお、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があったときは、一部の場合を除き、直後の月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。）に保険契約は終了しますので、解約の通知があった日から直後の月ごとの契約応当日の前日までの間に保険金の支払事由が生じると、保険金が支払われる場合があります（月ごとの契約応当日に解約の通知があったときは、通知があった時に保険契約は終了します。）。詳しくはかんぽコールセンター（0120-552950）にお問い合わせください。

緑色の表紙「ご契約のしおり」(特定養老保険)

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いいたします。

P 5 0 【誤】

第 3 各特約に共通の事項

2 特約保険料のお払込み

○前納払込みによる保険料の割引は、基本契約の保険料と特約保険料の合計額について行います。

P 5 0 【正】

第 3 各特約に共通の事項

2 特約保険料のお払込み

○前納払込みによる保険料の割引は、基本契約の保険料と特約保険料ごとに計算した上で合算します。

「ご契約のしおり」正誤表

平成19年12月 株式会社かんぽ生命保険

緑色の表紙「ご契約のしおり」(特定養老保険)

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いします。

P 1 5 4 ~ 1 5 5 【誤】

支店のご案内

区域名	名 称	所 在 地
北海道	帯広支店	〒080-8799 帯広市西3条南8-10
東 京	深川支店	〒135-8799 江東区東洋4-4-2
信 越	新潟支店	〒951-8799 新潟市東堀通七番町1018
東 海	岐阜支店	〒500-8799 岐阜市住吉町1-3-2
	浜松支店	〒430-8799 浜松市旭町8-1
近 畿	堺市店	〒590-8799 堺市堺区南瓦町2-16
	姫路支店	〒672-8799 姫路市葛磨区中島1139-29
九 州	長崎支店	〒852-8106 長崎市岩川町9-17
	鹿児島支店	〒890-0045 鹿児島市武1-8-8

P 1 5 4 ~ 1 5 5 【正】

支店のご案内

区域名	名 称	所 在 地
北海道	帯広支店	〒080-8799 帯広市西三条南8-10
東 京	深川支店	〒135-8799 江東区東陽4-4-2
信 越	新潟支店	〒951-8799 新潟市中央区東堀通七番町1018
東 海	岐阜支店	〒500-8799 岐阜市清住町1-3-2
	浜松支店	〒430-8799 浜松市中区旭町8-1
近 畿	堺支店	〒590-8799 堺市堺区南瓦町2-16
	姫路支店	〒672-8799 姫路市飾磨区中島1139-29
九 州	長崎支店	〒852-8794 長崎市岩川町9-17
	鹿児島支店	〒890-8794 鹿児島市武1-8-8